

## 求職活動報告書

(※幼稚園用)

※ 申込み時に「勤務（内定）証明書（区様式）」または「就労状況申告書（区様式）」を提出したが、就労事由の最低基準である1日4時間以上かつ週4日（月16日）以上を満たしていなかった方もこちらの提出が必要です。

求職中の保護者氏名		
生年月日	年 月 日生	
住所	江東区	
申込み児童の氏名	フリガナ	フリガナ
生年月日	年 月 日生	年 月 日生
クラス年齢 (令和5年4月1日時点での年齢)	歳クラス申込み	歳クラス申込み
在園幼稚園名		

●申込み時に求職活動中だった方<求職活動の状況について具体的に記入してください。>

求職活動日	具体的な活動内容	結果
例) 令和元年5月1日	ハローワークで求人情報を探し、事務職に応募した。	まだ。
例) 令和元年6月1日	求人情報誌から、●●会社へ履歴書を送付した。	面接、6月30日実施

●申込み時に就労事由の最低基準に満たない就労（内定）をしていた方<現在の状況について記入してください。>

就労事由の最低基準である1日4時間以上かつ週4日（月16日）以上が常態の勤務形態に雇用契約が変更された。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	--



「はい」と回答した方	外勤の方	勤務（内定）証明書（区様式）を提出してください。
	自営業の方 家族・親族経営の会社に勤務する場合も含む	就労状況申告書（区様式）・※その他必要書類を提出してください。 ※その他必要書類は入園のしおりP.8をご参照ください。

注意事項

- ・ 本書（求職活動報告書）は、支給認定有効期間終了月中に提出してください。
- ・ 本書の提出がない場合は、支給認定有効期間終了月の翌月の利用調整をもって、申込みが取り下げとなります。
- ・ 求職活動とは、面接等のための企業訪問及び職業安定所での活動や、自宅等での求職情報誌の閲覧、電話等での活動も含まれます。
- ・ 就労（内定）している場合も**就労事由の最低基準を満たしていない場合**は求職活動中とみなし、上記と同様に取扱います。